個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイルの利用 目的	運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免許証番号、7有効期間の末日、8交付年月日、9照会番号、10免許年月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日(5 t限定)、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分公安委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録年月日、39取消等該当関連情報登録番号、40取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57取消処分者等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年月日、62初心取消理由、63再試験番号、64初回更新者区分、

65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場 所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年 月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、 76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車 指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転 技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月 日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票 等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、 91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴区分、94 顔写真、95 免許情報記録の番号、96 特定 免許情報の記録年月日、97 免許情報記録の書換え年月日、98 免許情報記録の抹消年月日、99 運転経歴情報記録の番号、100 運転経歴情報の記録年月日、101 失効確認日時、102 免許証 返納年月日、103 免許証追加交付年月日、104 住所変更ワン ストップサービス等の同意申請年月日、105 住所変更ワンス トップサービス等の同意項目、106 住所変更ワンストップサ ービス等の同意有効期間の末日、107 住所変更ワンストップ サービス等の同意公安委員会名、108 受理番号、109 住所変 更ワンストップサービス等の登録日時、110署名用電子証明 書提供年月日、111 署名用電子証明書発行番号、112 署名用 電子証明書発行番号登録年月日、113 マイナポータル連携実 施日、114 オンライン講習区分、115 来場登録日、116 更新完 了日、117 受講完了区分、118 動画視聴公安委員会、119 受講 完了日時、120顔画像(オンライン講習)、121撮影時点、122 撮影日時、123 顔照合結果

記録範囲

- 1 現に運転免許を受けている者
- 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間(ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。
- 3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。
- 4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をした ことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年 間。

	5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間(ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31
	日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が 120歳になるまでの間。
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査、運転技能検査の受検及び警察庁からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター広島県事務所
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課 (警察情報公開センター) (所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9-42
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続き等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条第1項又は同法第104条の4第5項及び同施行規則第30条の12第1項による。
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 号 令第 21 条第 7 項に該当する ファイル

行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部総務部総務課(警察情報公開センター)
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9 - 4 2
行政機関等匿名加工情報 の概要	_
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	_
	_
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_
備 考	